

2018年度 同志社大学大学院 司法研究科

履修免除試験問題 法律科目試験

(民事訴訟法)

第1問 (配点: 28点)

以下の記述のうち、正しいものは○、誤っているものは×を解答用紙に記入しなさい。

- (1) 履行期がまだ到来していない給付請求権については、履行期が到来するまで給付の訴えを提起することができない。
- (2) 弁論準備手続においては、証人の尋問をすることはできないが、文書の証拠調べをすることはできる。
- (3) 証人が原告の友人であるという事実など、証拠の信用性に影響を及ぼす事実を、間接事実という。
- (4) ある証拠方法につき証拠調べの対象として用いることのできる資格を、証拠能力という。
- (5) 訴えの取り下げがなされると、請求権の不存在が既判力をもって確定する。
- (6) 訴訟係属中に、係争物の譲渡などの特定承継があった場合に、承継人が自ら進んで参加することによって生じる訴訟承継を参加承継といい、当事者が承継人を訴訟に引き入れることによって生じる訴訟承継を当然承継という。
- (7) 200万円の請求に対して100万円のみを認容した第一審判決に原告のみが控訴した場合、控訴審は100万円の請求を認容した部分を取り消して、50万円の請求認容判決をすることはできない。

第2問 (配点: 12点)

以下の問(1), (2)に答えなさい。

問(1) (配点: 6点)

京都市に住所を有するXは、大阪市内の交差点で、神戸市に住所を有するYの運転する自動車と衝突する交通事故に遭った。Xが、Yを被告として、不法行為に基づく300万円の損害賠償を求める訴えを提起する場合、どの裁判所に訴えを提起することができるか。正しいものを1つ選び、記号を解答用紙に記入しなさい。

ア: 神戸地方裁判所

イ: 神戸地方裁判所または大阪地方裁判所

ウ: 神戸地方裁判所または京都地方裁判所

エ: 神戸地方裁判所、大阪地方裁判所または京都地方裁判所

問(2) (配点: 6点)

判例によれば、固有必要的共同訴訟であることを理由に不適法とされるのはどれか。

2018年度 同志社大学大学院 司法研究科
履修免除試験問題 法律科目試験
(民事訴訟法)

正しいものを1つ選び、記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア：相続人全員が当事者となっていない遺言無効確認の訴え
- イ：相続人全員が当事者となっていない遺産確認の訴え
- ウ：不動産の共同所有者全員が原告となっていない、当該不動産の登記簿上の所有主義者に対する抹消登記手続請求訴訟
- エ：株主全員が原告となっていない株主代表訴訟

第3問 (配点: 15点)

「第三者による訴訟担当」と「訴訟上の代理」の違いについて、それぞれの例を挙げて説明しなさい。

第4問 (配点: 45点)

次の(設例)を読んで、問(1)から(3)に答えなさい。

(設例)

Xは、Yに対して、売買代金200万円の支払を求める訴訟を提起した(以下「本件訴訟」という。)。第1回口頭弁論期日において、Yは、Xに対して貸金債権200万円を有していると主張して、これをXの売買代金と対等額で相殺する旨の抗弁を提出した。これに対し、Xは、Yが主張する貸金債権はすでに弁済によって消滅していると主張して争った。

審理の結果、裁判所は、相殺の抗弁として主張されたYのXに対する貸金債権は弁済により消滅しており、相殺の抗弁が認められないことを理由に、Xの請求を全部認容する判決を言い渡した(以下「本件判決」という。)。

問(1) (配点: 10点)

本件判決の確定後に、XがYに対して、本件訴訟で認容されたものと同一の売買代金200万円の支払を求める訴訟を提起した場合、裁判所は、このXの提起した訴訟をどのように取り扱うべきか。

問(2) (配点: 10点)

本件判決の確定後に、YがXに対して、本件訴訟で相殺の抗弁として主張した貸金債権200万円の支払を求める訴訟を提起した場合、裁判所は、このYの提起した訴訟を

2018年度 同志社大学大学院 司法研究科
履修免除試験問題 法律科目試験
(民事訴訟法)

どのように取り扱うべきか。

問(3) (配点: 25点)

本件訴訟の係属中に、YがXに対して、本件訴訟で相殺の抗弁として主張した貸金債権200万円の支払を求める別訴を提起した場合、裁判所は、このYの提起した別訴をどのように取り扱うべきか。